

仕事は計画を立てて行うもの。それでは休暇は？

やす  
「仕事休もっ化計画」

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

<働いている皆さんへ>

年次有給休暇の取得には、会社に申し出ることが必要です。

仕事は計画的に進めるあなた。年次有給休暇についても、職場と調和を図り、計画的に取得しましょう。

<経営者の皆さんへ>

来年（度）の事業計画を検討するに当たっては、従業員の年次有給休暇取得を考慮しましょう。また、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇の取得日を割り振ることができる制度（計画的付与制度）もあります。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

栃木労働局雇用環境・均等室

電話：028-633-2795